

パブリックコメント実施結果報告書

平成28年12月26日

担当課	政策法務課
担当者	下田
連絡先	0857-26-7494

意見公募のテーマ： 「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」の概要

①手段別意見応募件数

郵便	ファックス	電子メール	県民課・総合事務所等へ	その他の方法	計
()	()	2 (1)	10 (2)	()	12 (3)

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
既に盛り込み済み	1	・歴史資料の保存等に関わる公文書館・博物館・図書館の連携を密にし、市町村の歴史資料の発掘・保存活動の中心になってほしい。
今後の検討課題	6	・想定外の災害等のリスクにも備えた保存管理体制を構築し、併せてデジタル化した歴史資料の分散保存をお願いしたい。 ・映像資料・音声資料が歴史資料となりつつあるが、それらに対応できる資料保存と再生システムの確立とデジタル化を進めていただきたい。 ・自治体史編さん事業等を通して公文書・家文書の蒐集にも取り組んでいただきたい。 ・保存という名のもとに貴重な史料が死蔵されないようにしていただきたい。 ・活用のために、県内外の研究者の閲覧・利用が簡便になるような資料整理と利用システムを構築していただきたい。 ・利用した研究者の成果を、発表・展示等で県民に還元する方策を考究していただきたい。
対応できない	4	・県民は県又は市町村に引き渡す努力義務を設ければよい。 ・市町村が県にお金を払って公文書を保管してもらうのであれば、県と市町村の役割分担論の整理がつく。 ・全ての条文が努力規定になっており、制定への本気度が伝わってこない。「・・・なければならない」とすべきである。 ・第三者の意見を聴くような組織を公文書館に設置することによって、県民の意見を少しでも反映できるようになるのではないか。
その他	1	・保存資料の閲覧・公開は厳正に行うことは当然であるが、個人情報保護の名のもとに制限されすぎることがないようにしていただきたい。
計	12	

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○			○		